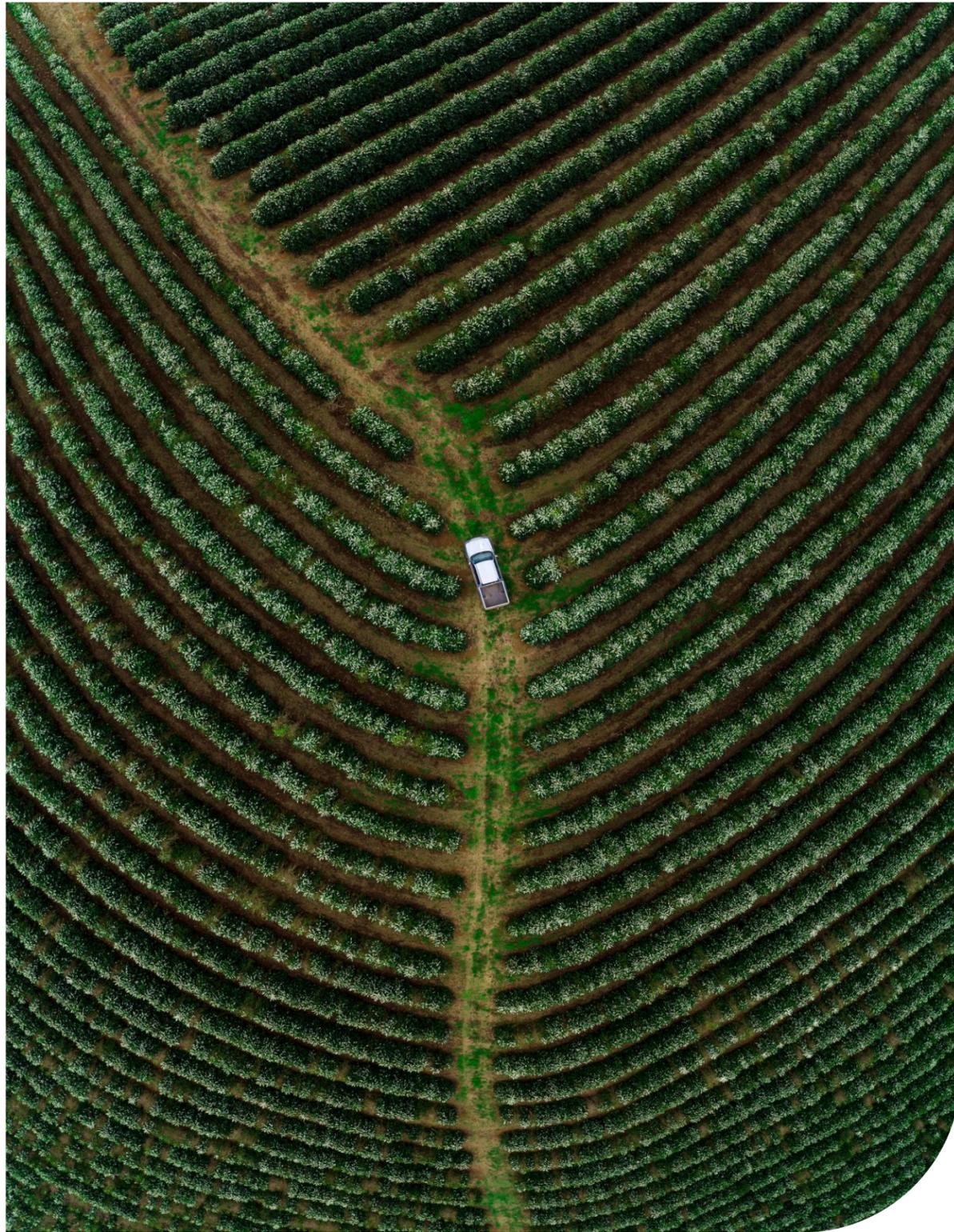




Grant Thornton

新しい法規定及び重要な 税務方針のアップデート

2025年4月



目次

本ニュースレターは、グラントソントンベトナムの大切なお客様に、関連する税務ガイドラインおよび方針に関する最新情報をお届けいたします。

1. 電子情報ポータル上での、税務当局からの 回答および地域 1 の税務支局からの 回答

電子情報ポータル上での、2024年の法人税（CIT）の確定申告および2024年の個人所得税（PIT）確定申告に関して、オンラインサポートプログラムのガイダンスに基づいて実施する際に留意すべき重点事項について

2. Official letter No. 36/CCTKV.I-CNTK

個人向けモバイル端末用電子税務アプリケーション（eTax Mobile）の活用最適化を通じたPIT確定申告に関するガイダンスについて

3. Official letter No. 1872/BTC-TCT

ベトナムに拠点を持つ外国貿易業者に販売される国内商品に対する付加価値税（VAT）の方針について

4. Official letter No. 3601/TCT-CS

工業団地内での事業運営および、特に社会経済的に不利な地域での事業運営という2条件を満たす場合に適用されるCIT優遇措置について

5. Official letter No. 216/TCT-PC

税金および請求書に関連する行政違反に対する罰則について

1. 電子情報ポータル上での、税務当局からの 回答および地域1の税務支局からの回答

電子情報ポータル上での、2025年3月24日および25日の税務当局からの回答 および2025年3月20日の地域1の税務支局からの回答

電子情報ポータル上での、2025年3月24日の税務当局の2024年度CIT確定申告のオンラインサポートプログラムおよび2025年3月25日の税務当局の2024年度PIT確定申告のオンラインサポートプログラム、並びに2025年3月20日の地域1（※）の税務支局のオンラインサポートプログラムは、2024年度の法人税および個人所得税の確定申告に関するガイダンスを提供し、税務に関連する懸念を解消することを目的としています。

この中で、今後の実施に向け注目すべき次の税務ガイドラインがいくつか強調されています。

※地域1はハノイおよびホアビンです。

また、地域税務支局の名称、本部所在地および管理区域は下記のリンクをご参照ください。

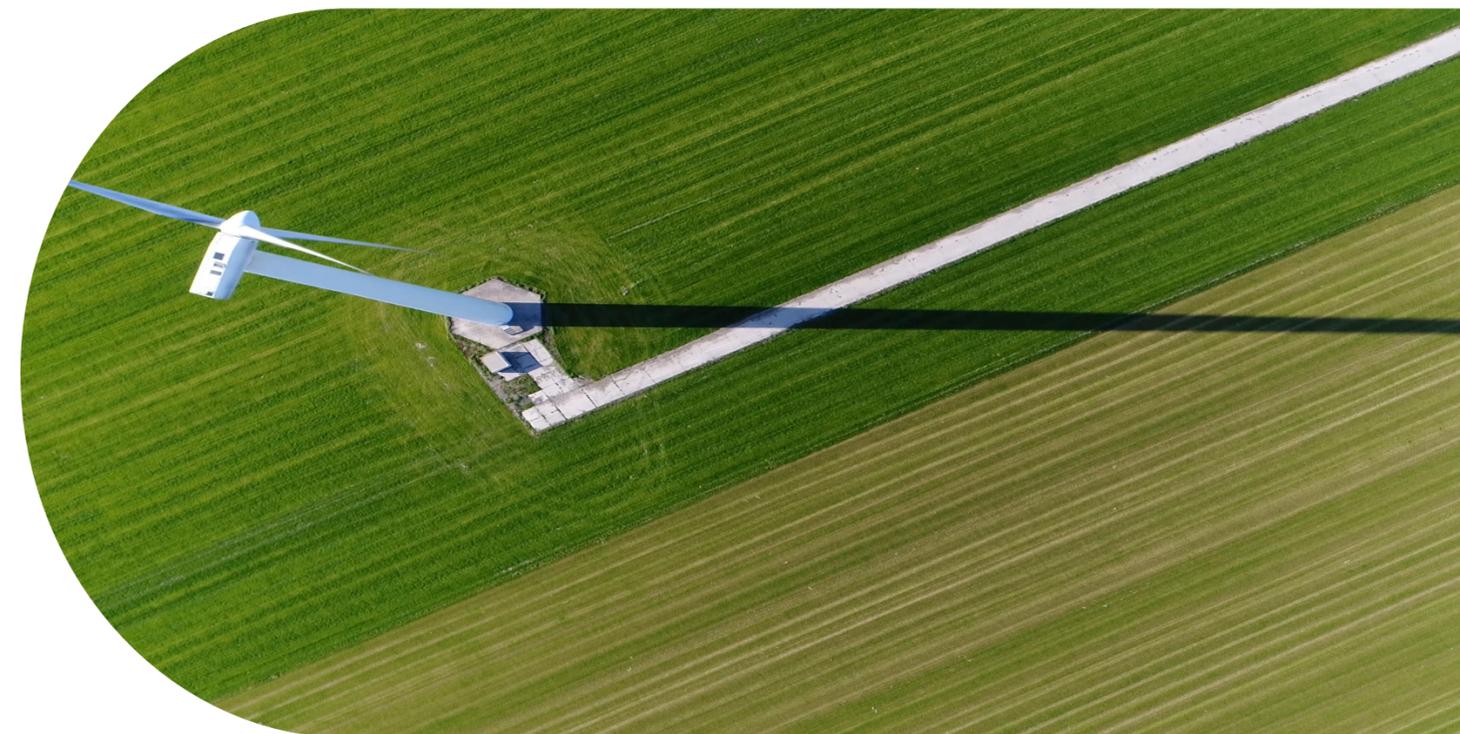
[Vietnam Introduces Tax Department under Decision 381](#)

税務当局の電子情報ポータル上での、2025年3月24日および25日の税務当局からの回答

企業の損失が生じた場合、その損失を翌期の黒字期に継続して繰り越さなければ、以後の年度にその損失を繰り越すことは認められません。

企業が2024年のPITの確定申告書を適正に申告・提出し、申告済みの金額の修正が不要な場合、新規規定に基づいた扶養家族識別コードの更新のためにHTKK（税務申告サポートアプリケーション）の新バージョンをダウンロードする必要はありません。そうでない場合は、申告のために最新バージョンのHTKKをダウンロードする必要があります。

企業は、2025年1月以降の課税期間について、税務当局のOfficial Letter No. 828/TCT-KK（2025年2月25日付）の指導に従い、個人に代わって支払われたPITに関する情報を提供しています。したがって、2024年度分の追加情報は不要となります。



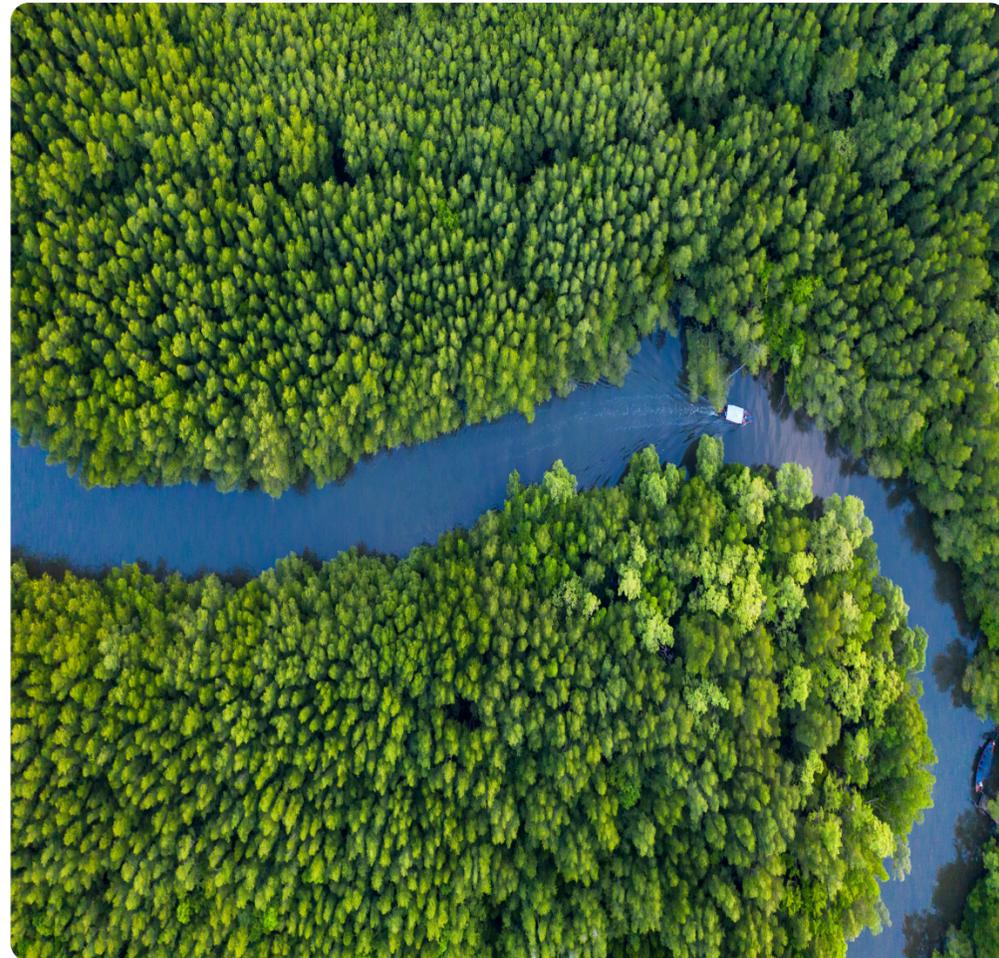
1. 電子情報ポータル上での、税務当局からの 回答および地域1の税務支局からの回答

地域1の税務支局の電子情報ポータル上で、2025年3月20日の地域1の税務支局からの回答

個人納税者は、ウェブサイト canhan.gdt.gov.vn でオンラインにて扶養家族登録が行えます。申告するには、納税者はこのウェブサイトにログインし、税務登録／申告および税務登録書類の提出のセクションに進み、Circular No. 86/2024 に基づく給与所得者向け扶養家族登録申告書（Form 20/DK-TCT）を選択して、必要事項を記入後、申告書を税務当局に提出する必要があります。

扶養家族としての税コードから、扶養家族が18歳になった際に個人の税コードへ変更するには、所得支払機関が2024年12月23日付Circular 86 / 2024 / TT - BTCに基づいて発行されたForm 05-DK-TCTを使用し、従業員の税務情報を登録する必要があります。

10桁の代理申告・納税用税コードは、ベトナムの組織に付与され、すべての外国契約者に代わって税金の申告・納税を行うために使用され、これにより組織自身の税務義務と外国契約者の税務義務が区別されます。また、組織は外国契約者との契約終了時にこの税コードの有効性を終了する必要はありません。



2. 2025年3月14日付Official letter No. 36/CCTKV.I-CNTK

地域 I の税務当局の支局は、納税者による2024年度のPIT確定申告の完了を引き続き支援するとともに、モバイル端末向け電子税務アプリ（**eTax Mobile**）の利用最適化を目指しています。特に、**eTax Mobile** 上でのPIT確定申告の事前入力機能の導入や、当年度の自動PIT還付の実施が含まれます。

従いまして、2023年度と比較して、PIT確定申告に関する規定（確定申告が必要なケース、申告の委任が可能なケース、個人が税務当局と直接確定申告を行う必要があるケース、適用される申告書式）に大きな変更はありませんが、実施にあたり納税者の皆様にご留意いただきたい主なポイントを次にまとめます。

2. 2025年3月14日付Official letter No. 36/CCTKV.I-CNTK

Official letter 36/CCTKV.I-CNTKの重点事項

1

所得を支払う組織および個人に対するPIT確定申告書の提出期限は、暦年終了後3か月以内の最終日、すなわち2025年3月31日までとなります。

一方で、個人が直接PITの確定申告を行う場合の提出期限は、暦年終了後4か月以内の最終日であり、2025年5月5日となります。ただし、確定申告の結果としてPITを納め過ぎている個人については、この期限内にPIT確定申告書を提出する義務はありません。

なお、PIT確定申告書の提出が期限に遅れた場合は、2020年10月19日付Decree 125/ND-CPに基づき、行政処分の対象となりますのでご注意ください。

2

納税者は現在、レベルIIで認証されたVNeIDアカウントを使用して、eTax MobileおよびiCanhanアプリケーションにアクセスすることが可能となっており、「確定申告情報の検索」や「PIT確定申告書の提案」などの機能を活用し、所得情報の確認や、システム上で一部情報が事前入力されたPIT税確定申告書の作成が行えます。

納税者が提案された情報に同意する場合は、そのまま確定申告書をアプリ上で確認・提出することが可能です。

一方で、内容に相違がある場合には、一部の情報を修正し、差異の理由を記載の上、証拠書類を添付して申告書を提出することも認められています。

なお、現時点で地方税務当局からも、PIT確定申告およびeTax Mobileの利用に関する詳細なガイドラインが発行されており、納税者の参考資料として活用できます。

3

納税者が、自身の個人情報（氏名、税コード、身分証明書）が、実際には給与等の支払いを受けていないにもかかわらず、CITの損金算入目的で企業により使用されていることを確認した場合、当該偽装または不正な所得申告が個人のPIT確定申告データおよび納税義務に影響を及ぼす可能性があります。このような場合、納税者はeTax MobileまたはiCanhanを通じて、税務当局に不正な所得申告を報告することが推奨されています。

その後、所轄の税務当局が情報の調査・確認を実施し、必要に応じた対応を行います。

これは企業にとっても重要な留意点であり、税務当局は現在、CITの優遇を得るための不正・誤った給与支払申告を防止する目的で、監視体制やデータ収集機能の強化を進めています。

3. 2025年2月17日付Official letter No. 1872/BTC-TCT

(財務省からドンナイ省人民委員会宛)

- 国内企業が、ベトナムに拠点を有する外国契約者に商品を販売し、
- 当該外国契約者がベトナム企業である第三者に保税倉庫を通じて商品を引き渡すよう指定した場合

この取引は、商品がベトナム国外で消費される海外の組織・個人への輸出取引、または非関税地域内で消費される非関税地域内の組織・個人への販売取引の条件を満たしていません。

したがって、本取引は、Circular No. 219/2013/TT-BTC第9条第1項に規定されている、VAT率0%が適用される輸出取引には該当しません。

これに関連して、税務当局は2024年2月20日付で、各税務支局に対し、オンスポット輸出入活動に関するVAT方針についてOfficial letter No. 558/TCT-CSを発行しています。また、関税当局も2024年10月1日付で、ベトナムに拠点を有しない外国契約者に関して、税務当局宛にOfficial letter No. 4694/TCHQ-GSQLを発行しています。さらに、2024年12月17日付で、税務当局はVAT方針に関して一部の税務支局に対してOfficial letter No. 6007/TCT-CSを発行しています。

したがって、「外国契約者がベトナムに拠点を有する」場合において、国内企業（ベトナム企業）からその外国契約者への販売取引で、当該外国契約者がベトナム国内での引渡しを指定する場合は、オンスポット輸出取引とは見なされず、VAT率0%の適用対象にはなりません。

4. 2024年8月15日付Official letter No. 3601/TCT-CS

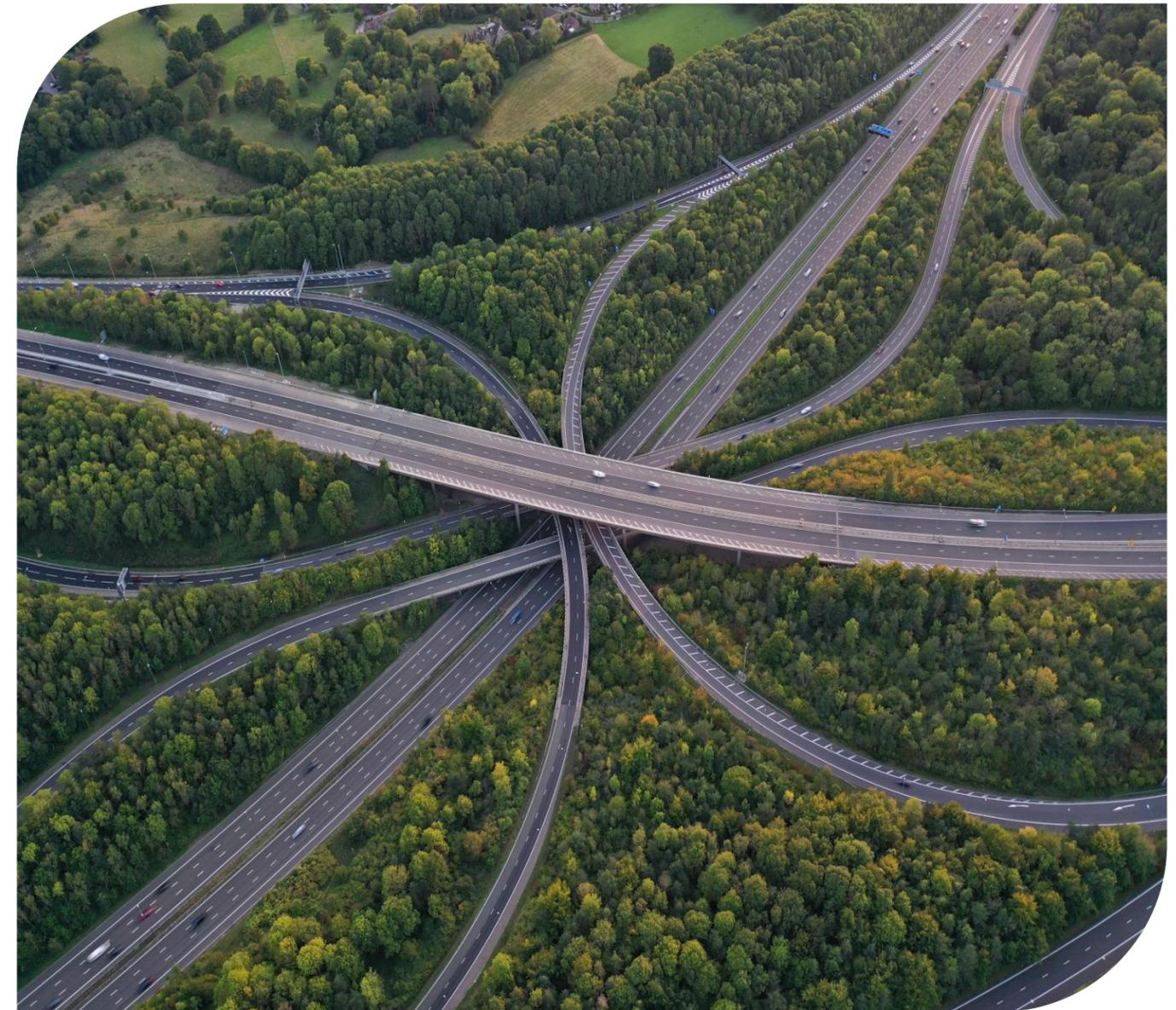
(法人税の優遇措置に関する件について、税務当局からNinh Thuan省の税務支局へ)

- 特に困難な社会経済条件を有する地域に所在する工業団地において、新たな投資プロジェクトを実施する企業は、以下の2つの条件を同時に満たしています：(1) 工業団地の条件、(2) 特に困難な社会経済地域の条件。

したがって、同一の所得に対して複数の税制優遇措置の適用要件を満たす場合、企業は最も有利な税制優遇措置を選択して適用することができます。

- これに関連して、税務当局は以前、2024年6月26日付でVinh Phuc省税務支局宛にOfficial letter No. 2721/TCT-CSを、また2023年10月19日付でHai Duong省税務支局宛にOfficial letter No. 4626/TCT-CSを発行しており、いずれも法人税法における一貫した原則、すなわち「立地条件に基づく優遇措置」と「工業団地等の区域に基づく優遇措置（ただし、法律により有利な社会経済条件にあるとされる地域に所在する工業団地は除く）」が個別に扱われることを再確認するものでした。

したがって、優遇対象地域に該当しない工業団地における投資プロジェクトからの所得については、困難な社会経済条件にある地域としての法人税優遇措置の対象とはなりません。



5. 2025年1月15日付Official letter No. 216/TCT-PC

(税務および請求書に関連する行政違反に対する処分について、税務当局から一部の税務支局宛)

01

税務手続および請求書に関する複数の行政違反に対する同時処分について

税務および請求書に関する行政違反については、関連するDecreeにおいて違反行為およびそれに対応する罰金枠が規定されています。納税者が、税務手続および請求書に関する複数の行政違反を一度の執行措置において処分される場合には、違反ごとの個別の罰金額を合算した金額に基づいて、1件の処分決定書のみが発行されます。この場合、罰金金額は、2012年行政違反処理法第24条に規定される罰金上限には制限されません。

02

「大規模な行政違反」による加重処分の適用について

行政違反の処理に関する法律では、「大規模な行政違反」は加重処分の一つとして規定されています。具体的には、Decree No. 125/2020/ND-CP第6条第2項において、請求書に関連する大規模な違反とは、10枚以上の請求書が関与する違反を指すと定義されています。納税者が、複数の請求書に関連する行政違反を一度の執行措置で行った場合には、この「大規模な行政違反」という加重処分は適用されません。しかし、1つの行政違反行為において10枚以上の請求書が関与している場合には、「大規模な行政違反」として加重処分の対象となります。

03

「繰り返し行われた行政違反」について

行政違反の処理に関する法律では、「繰り返し行われた行政違反」は加重処分の一つとして分類されています。これは、個人または組織が同一の違反行為を複数回行い、かつ以前の違反がまだ処分されておらず、法定の処分時効期間内にある場合に適用されます。Decree No. 125/2020/ND-CP第6条第1項では、加重処分および軽減処分は、行政違反処理に関する一般的な規定に従って適用されると明記されています。具体的には、同一の行政違反が2回目以降に発生した場合、そのケースは「繰り返し行われた行政違反」として加重処分に該当すると見なされます。

連絡先

関係する新規規定を確認の上、関税に関する規定を順守し、また追加納税義務や行政処分につながり得る申告・書類作成過程でのミスを削減するために、社内のコンプライアンス手続きを見直していただきますようお願いいたします。

税務および関税コンプライアンスの実施にあたってご不明点がございましたら、グラントソントンベトナムの専門家までお気軽にご相談ください。

また、より詳しい情報は弊社の「タックスハブ」にてご確認ください。

ハノイ本店

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam
T + 84 24 3850 1686
F + 84 24 3850 1688

grantthornton.com.vn

Hoang Khoi

Senior Partner, National Head of Tax Services
D +84 24 3850 1618
E khoi.hoang@vn.gt.com

Bui Kim Ngan

Tax Director
D +84 24 3850 1716
E ngan.bui@vn.gt.com

Hoang Viet Dung

Tax Director
D +84 24 3850 1687
E dung.hoang@vn.gt.com

Masanobu Taniguchi 谷口 雅宣

Director - Japan Desk
D +84 24 3850 1696
E masanobu.taniguchi@vn.gt.com

ホーチミン市支店

14th Floor, Pearl Plaza, 561A Dien Bien Phu Street
Binh Thanh District, Ho Chi Minh City, Vietnam
T + 84 28 3910 9100
F + 84 28 3910 9101

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Partner
D +84 28 3910 9235
E valerie.teo@vn.gt.com

Dang Hai Ha My

Tax Director
D +84 28 3910 9241
E my.dang@vn.gt.com

Jin Nishina 仁科 仁

Director - Japan Desk
D +84 28 3910 9208
E nishina.jin@vn.gt.com

Nguyen Thu Phuong

Tax Director
D +84 28 3910 9237
E thuphuong.nguyen@vn.gt

Lac Boi Tho

Tax Director
D +84 28 3910 9240
E tho.lac@vn.gt.com

Do Vu Bao Khanh

Tax and Transfer Pricing Director
D +84 28 3910 9277
E khanh.do@vn.gt.com

© 2025 Grant Thornton (Vietnam) Limited - All rights reserved.

'Grant Thornton' refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton International Ltd (GTIL) and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL does not provide services to clients. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.